

仙台市NPO法人等活動支援金交付要綱

(令和2年10月22日市民局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下「NPO法人」という。）その他の市民活動（仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例（平成27年仙台市条例第55号）第2条第1号に規定する市民活動をいう。次条において同じ。）を行う団体（以下「NPO法人等」という。）の活動の継続を支援するとともに、新しい活動の展開に資するよう、収入が減少したNPO法人等に対して、予算の範囲内で仙台市NPO法人等活動支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(要件等)

第2条 支援金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件のすべてを満たすNPO法人等とする。ただし、支援金の交付は、1団体につき1回に限るものとする。

- 一 仙台市内に主たる活動拠点を有すること（法人にあっては、仙台市内に主たる事務所を有すること）
- 二 市民活動を行うことを主たる目的として設立された団体であること
- 三 組織の運営に関する定款、規約等を有し、構成員の名簿を備えていること
- 四 年間の活動計画を定め、事業収支が明確であること
- 五 令和2年6月以前に設立された団体で、直近1年以内に活動実績があり、今後も活動を継続する意思があること
- 六 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和2年4月から同年10月までの間のいずれか一月（以下「対象月」という。）の収入（事業収入並びに会費、寄附金及び助成金・補助金に係る収入に限る。以下同じ。）の額が、前年同月における収入の額（月次の収入の額が確認できない場合は、対象月が属する事業年度の直前の事業年度の収入の一月当たりの平均額）と比較して、50パーセント以上減少していること
- 七 仙台市地域産業支援金又は仙台市地域産業協力金の交付を受けていないこと
- 八 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと
- 九 事業報告書等（特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等をいう。以下同じ。）の未提出がないこと（NPO法人に限る。）
- 十 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）の統制下にある団体でなく、かつ、代表者その他の役員その他これに準ずる者が暴力団員でないこと
- 十一 その他支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が認める団体でないこと

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、1団体につき10万円とする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする団体は、仙台市NPO法人等活動支援金交付申請兼実績報告書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の仙台市NPO法人等活動支援金交付申請兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、前項の規定による申請を行う団体(以下「申請団体」という。)が本市が所管するNPO法人である場合は、第1号(オを除く。)に掲げる書類の添付を省略することができる。

一 申請団体に係る次に掲げる書類

- ア 定款、規約、会則その他これらに類するものの写し
- イ 役員名簿及び会員名簿
- ウ 前年度事業報告書等これまでの活動状況がわかるもの
- エ 前年度収支計算書等これまでの収支状況がわかるもの
- オ 今年度事業計画書等今後の活動計画がわかるもの

二 対象月における月間の収入の額がわかるもの

三 対象月の前年同月における月間の収入の額がわかるもの(当該書類がない場合は、対象月が属する事業年度の直前の事業年度における年間の収入の額がわかるもの)

四 申請団体の代表者に係る別表1に定める本人確認書類

五 誓約書兼同意書(様式第2号)

六 その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めたときは、支援金の交付を決定し、仙台市NPO法人等活動支援金交付決定兼額の確定通知書(様式第3号)により申請団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、支援金を交付することが適当でないとしたときは、支援金を交付しない旨の決定をし、仙台市NPO法人等活動支援金不交付決定通知書(様式第4号)により申請団体に通知するものとする。

(支援金の交付)

第6条 前条第1項の規定による交付決定を受けた団体は、仙台市NPO法人等活動支援金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の規定による請求を受けた後に、口座振込の方法により支援金を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過する日までに、仙台市NPO法人等活動支援金交付申請取下書(様式第6号)により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、第5条第1項の規定による交付決定を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定を取り消すものとする。

- 一 虚偽その他不正の手段により支援金の交付決定又は交付を受けたとき
- 二 第2条各号に掲げる要件を満たしていないことが明らかになったとき
- 三 規則又はこの要綱の規定(第5条第2項の規定により市長が付した条件を含む。)に違反したとき

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、仙台市NPO法人等活動支援金交付決定取消通知書(様式第7号)により当該団体に通知するものとする。

(返還命令)

第9条 市長は、前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に支援金が交付されているときは、当該交付を受けた団体に対し、期限を定めて、仙台市NPO法人等活動支援金返還命令書(様式第8号)によりその返還を命ずるものとする。

(新設団体等に係る特例)

第10条 第2条第6号の規定にかかわらず、申請団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、同号に規定する収入の減少について、別表2に定めるところにより算定を行うものとする。この場合において、申請団体は、第4条第2項の規定にかかわらず、同表に定める添付書類を提出しなければならない。

- 一 平成31年4月から令和2年3月までの間に設立した団体である場合
- 二 令和2年4月から同年6月までの間に設立した団体である場合
- 三 収入を比較する二つの月の間に事業所・業容拡大を行っている場合

(報告及び検査)

第11条 市長は、支援金に係る事務の適正を期するため必要があると認めるときは、第5条第1項の規定による交付決定を受けた団体に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査を行うことができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月26日から実施する。

別表1

- 1 次に掲げるもの（氏名及び住所（申請時の住所と同一のもの）の記載があり、かつ、申請日において有効なもの（※）に限る。）いずれか1点の写し
 - 一 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替することができる。）
 - 二 個人番号カード（表面のみ）
 - 三 顔写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ）
 - 四 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）

- 2 前項各号に掲げるものを保有していない場合は、住民票の写し、各種健康保険証（両面）の写し等（氏名及び住所（申請時の住所と同一のもの）の記載があり、かつ、申請日において有効なもの（※）に限る。）のうちいずれか2点（個人番号の記載のないものに限る。）

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から更新期限の猶予等の措置が取られているものについては、この限りでない。

別表 2

区分	算定方法	添付書類
一 平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月までの間に設立した団体である場合	<p>対象月の収入の額が、平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月までの間における収入の一月当たりの平均額と比較して、50 パーセント以上減少していること</p> <p>[算定式] $\{(B \div M) - A\} \div (B \div M) \times 100$ A : 対象月の月間収入 M : 平成 31 (令和元) 年度 (平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月まで) における団体設立後の月数 (設立日の属する月は、設立後の日数にかかわらず、1 か月とみなす。) B : 平成 31 (令和元) 年度 (平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月まで) における収入の合計額</p>	<p>一 第 4 条第 2 項各号 (第 3 号を除く。) に掲げる書類 (ただし、申請団体が本市が所管する N P O 法人である場合は、同項第 1 号 (オを除く。) に掲げる書類の添付を省略することができる。)</p> <p>二 平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月までの間における収入の一月当たりの平均額がわかるもの</p>
二 令和 2 年 4 月から同年 6 月までの間に設立した団体である場合	<p>対象月の収入の額が、対象月以前の 3 か月間における収入の一月当たりの平均額と比較して、50 パーセント以上減少していること</p> <p>[算定式] $\{(B \div 3) - A\} \div (B \div 3) \times 100$ A : 対象月の月間収入 B : 対象月、対象月の前月及び対象月の前々月の 3 か月間における収入の合計額</p>	<p>一 第 4 条第 2 項各号 (第 3 号を除く。) に掲げる書類 (ただし、申請団体が本市が所管する N P O 法人である場合は、同項第 1 号 (オを除く。) に掲げる書類の添付を省略することができる。)</p> <p>二 対象月の前月及び前々月における月間の収入の額がわかるもの</p>
三 収入を比較する二つの月の間に事業所・業容拡大を行っている場合	<p>対象月の収入の額が、対象月以前の 3 か月間における収入の一月当たりの平均額と比較して、50 パーセント以上減少していること</p> <p>[算定式] $\{(B \div 3) - A\} \div (B \div 3) \times 100$ A : 対象月の月間収入 B : 対象月、対象月の前月及び対象月の前々月の 3 か月間における収入の合計額</p>	<p>一 第 4 条第 2 項各号 (第 3 号を除く。) に掲げる書類 (ただし、申請団体が本市が所管する N P O 法人である場合は、同項第 1 号 (オを除く。) に掲げる書類の添付を省略することができる。)</p> <p>二 対象月の前月及び前々月における月間の収入の額がわかるもの</p> <p>三 事業所・業容拡大を行っていることが確認できる書類</p>